

# 運 営 規 程

社会福祉法人 元気村

翔裕園デイサービスセンター（B型）

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人元気村(以下「事業者」という。)が開設する翔裕園デイサービスセンター(B型)(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業及び介護・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援等状態にある利用者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その状態を踏まえながら、他社との交流や自立支援に資するサービスを行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

(事業の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地、定員は次のとおりとする。

- (1) 名称 翔裕園デイサービスセンター(B型)
- (2) 所在地 埼玉県鴻巣市上谷687-1
- (3) 定員 65人

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人  
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2人以上  
利用者及び家族等からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (3) 看護職員 2人以上  
利用者の日々の健康状態チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (4) 介護職員 11人以上  
利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1人以上  
機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日(ただし、1月1日から1月3日までを除く)
- (2) 営業時間 9:00~18:00
- (3) サービス提供時間 9:00~16:30

(サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 サービスの内容は次のとおりとし、通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準とし、通所型サービス(指定第1号通所事業)を提供した場合の利用料の額は、指定権者の定める介護予防・日常生活支援総合事業実施基準上の額とする。そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴(一般浴・機械浴)
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康状態チェック
- (5) アクティビティ
- (6) 送迎

2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

- (1) 食費 1食あたり 800円
- (2) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用 越えた地点から1kmあたり 100円
- (3) 入浴時に使用するタオルを貸し出した場合 1回分 57円
- (4) 事業所の清拭タオルを使用した場合 1枚 20円
- (5) 事業所の紙おむつ等を使用した場合
  - 紙おむつ 1枚 120円
  - 紙パンツ 1枚 140円
  - 尿とりパッド 1枚 52円
- (6) サービスの記録等の複写をする場合 コピー代 1頁 11円
- (7) クラブ活動で使用する材料費 実費
- (8) その他、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの 実費
- (9) 利用当日の8:00までに休みの連絡がない場合 キャンセル料 食費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、鴻巣市・北本市・加須市騎西地域・久喜市菖蒲地域・吉見町・行田市埼玉地区とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第8条 利用者は次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) けんか、口論、泥酔、販売行為、誹謗中傷その他、他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 宗教その他信条の相違などで他人を攻撃し、自己の利益のために他人の自由を侵さないこと。(3) 火気の取り扱いに注意すること。
- (4) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為を行わないこと。
- (5) 医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受ける様留意すること。
- (6) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第9条 サービス提供中に、利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、防火管理又は火気・消防等についての責任者を定め、火災・水害・土砂災害・地震等にも対処するための非常災害対策計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（苦情処理）

第12条 サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供したサービスに関する苦情に関して埼玉県国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、埼玉県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図る。
  - （2）虐待の防止のための指針を整備する。
  - （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - （4）上記措置を適切に実施するための担当者を配置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 4 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（その他運営についての留意事項）

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
  - (2) 継続研修 年間研修計画に沿って実施
- 2 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、その日時、態様、利用者等の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由について身体的拘束適正化委員会にて話し合うこととする。当該行為を行った場合、すみやかな解除に向けて話し合いを継続して行うこととする。
  - 3 この規程に定める事項の他、運営に必要な事項は社会福祉法人元気村理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。(通所介護事業と第1号通所介護事業を統合)

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。